

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 入札説明書

入札参加者は、大阪府公報及びこの「大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、「発注概要書」、「大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 入札心得」（以下「入札心得」という。）及び「大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 郵便入札心得」（以下「郵便入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、別冊に示す以下の書類等（以下「要求水準書等」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

- ①基本協定書（案）
- ②事業契約書（案）
- ③要求水準書
- ④要求水準書別紙
- ⑤各種見積参考資料

1 入札説明書等の交付等

「発注概要書」及び「入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札説明書等」という。）を、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、交付する。

(1) 入札説明書等の交付

ア 交付日

「発注概要書」による。

イ 交付方法

以下 URL に示す大阪府ホームページからのダウンロードにより交付する。

URL(<http://www.pref.osaka.lg.jp/nambugesui/imaikEHokatsu/index.html>)

(2) 交付する入札説明書等の内容

「発注概要書」による。

（「発注概要書」の【交付書類一覧表】参照）

(3) 入札説明書等に対する質問及び回答

ア 質問期間及び最終回答日

「発注概要書」による。

イ 質問方法

電子メールにより行い、持参、郵送、電話等の電子メール以外によるものは受けないものとする。

質問は、交付する「入札説明書等に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあて送信すること。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わないので注意すること。

ウ 回答方法

質問者に電子メールで送付するとともに、大阪府ホームページにおいて公開する。

回答には、重要事項が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、発注者は一切の責めを負わない。

2 予定価格等の公表

「予定価格」を次のとおり公表する。

(1) 公表日

「発注概要書」による。

(2) 公表方法

「発注概要書」による。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次に掲げる要件とする。

(1) 「発注概要書」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

【「2号焼却炉更新業務」の要件】

(2) 機械設備工事を実施する企業は次のアからクまでのいずれにも該当する者であること。

ア 次のaからhまでのいずれにも該当しない者であること。

a 成年被後見人

b 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

c 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

d 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

e 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

f 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

g 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

h 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ウ 総合評価一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）の提出の日までに、「発注概要書」に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録名簿に登録されていること。

エ 「発注概要書」の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

（イ）大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「発注概要書」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

（ウ）大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61条）（以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（アgに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（アgに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（アgに掲げる者を除く。）

（エ）大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けてい

る者(「発注概要書」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)
オ 「発注概要書」に定める建設工事の種類について、次の a 及び b に該当する者であること。

a 「発注概要書」に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。

b 開札日における経営事項審査の結果の総合評価値が水道施設工事で 850 点以上又は機械器具設置工事で 800 点以上である者

カ 入札参加申請日までに、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち、「発注概要書」に定める業種について、同法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「発注概要書」によるものとする。

キ 告示の日までに、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

ク 本件入札に他の入札参加者の構成員として参加する者でないこと。

(3) 機械設備以外の工事を実施する企業は次のア及びウのいずれにも該当する者であること。

ア (2)ア、イ、エ及びキのいずれにも該当する者であること。

イ 入札参加申込書の提出の日までに、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち本業務にて実施する工事について、大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格登録者名簿に登録をされていること。

ウ 本業務にて実施する工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を現に受けている者であること。

(4) 工事以外の業務を実施する企業は次のアからエに該当する者であること。

ア (2)ア、イ及びエのいずれにも該当する者であること。

イ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

ウ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

エ 消費税及び地方消費税を完納していること。

オ 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国におけるイからエまでに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。

【「運転管理ほか業務」の要件】

(5) 入札参加者のうち、運転管理業務を実施する企業は下記項目をすべて満たしていること。

ア 以下の a から g までのいずれにも該当しない者であること。

a 成年被後見人

b 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

c 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

d 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

e 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

f 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

g 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生

- 手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- エ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- オ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国におけるウからオまでに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。
- キ 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書(添付書類等を含む。)又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- ク 本件入札に他の入札参加者の構成員として参加する者でないこと。
- ケ 「発注概要書」の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - (イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - (ウ) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61条)(以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(アgに掲げる者を除く。)、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(アgに掲げる者を除く。)又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者(アgに掲げる者を除く。)
 - (エ) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者(「発注概要書」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)
- コ 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、「発注概要書」に定める大阪府物品・委託役務関係競争入札参加申請受付期間において当該申請の受付を完了し、一般競争入札参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者を含む。
- (6) 運転管理ほか業務のうち運転管理業務以外の業務を実施する企業は次のアに該当する者であること。
- ア 運転管理ほか業務を実施する構成企業の全てが、(5)アからケまでのいずれにも該当する者であること。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

この入札は、入札参加者の「入札価格(予定価格等の制限の範囲内であるものに限る。)」と「企業の技術力」を(2)の総合評価の方法により算出した数値(以下「総合評価点」という。)により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用するものである。

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点

1) 総合評価点は、次の計算式により算定する。

総合評価点＝技術点＋価格点

2) 技術点及び価格点は、イ及びウにより算定する。

イ 技術点

1) 技術点は、次の計算式により算定する。なお、技術点は、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。なお技術提案書の詳細な評価方法は「技術提案書作成要領」による。

技術点＝500×（当該獲得素点※1／最高獲得素点※2）

※1 素点は次の計算式により算定する。ただし、一部重み設定の無い評価項目については、評価基準に定める算定式により算定する。

素点＝Σ（各評価項目の評価指標に基づく獲得点×重み）

・評価指標…5，4，3，2，0点の5段階評価

・重み…業務に与える影響度に応じて1，2，3倍

※2 最高獲得素点とは、入札参加者が獲得した素点のうち最も高いものをいう。

2) 技術点は、技術提案書の内容について評価して付与する点数で、500点を限度とする。

ウ 価格点

1) 価格点は、次の計算式により算定する。なお、価格点は、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

価格点＝500×（最低入札価格※3／当該入札価格）

※3 最低入札価格とは、入札参加者が提出した入札書のうち最も低いものをいう。

2) 価格点は500点を限度とする。

5 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり入札参加申込書及び「発注概要書」で示す入札参加資格を確認するための添付資料を提出（以下「入札参加申請」という。）し、発注事務所の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請

ア 申請期間

「発注概要書」による。

イ 提出方法

(ア) 総合評価一般競争入札参加申込書

入札参加希望者が「発注概要書」の「発注事務所」（以下「発注事務所」という。）に持参又は郵送（郵送の場合は、提出日（配達日）を指定でき、かつ、書留郵便等により配達記録が残る方法に限る。）により提出する。電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。

(3) 提出した書類の返却は行わない。

6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

発注事務所において入札参加申請を受け付けた場合、ただちに入札参加資格の有無について審査を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加希望者に対して交付する。

(1) 審査の結果、入札参加資格の確認ができた者には、『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『有る』と記載した入札参加資格確認書を交付する。

(2) 審査の結果、入札参加資格の確認ができなかった者には、『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書を、理由書とともに交付する。

7 『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者に対する理由説明

(1) 『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者は、その理由を理由書に記載されている期限までであれば、発注者に説明を求めることができる。

(2) (1)により説明を求める場合は、発注事務所の長に対して、書面の持参又は郵送により行い、郵送及び電送等の持参以外によるものは受け付けない。

- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、文書により行う。
- (4) (1) により説明を求めた者が入札参加資格を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者に対して、6(1)の入札参加資格確認書を交付する。

8 要求水準書等の交付

要求水準書等は、以下のとおり交付する。

- (1) 交付期間
「発注概要書」による。
- (2) 交付方法
大阪府ホームページからのダウンロードにより交付する。
- (3) 交付する要求水準書等の内容
「発注概要書」による。
（「発注概要書」の「交付書類一覧表」参照）
- (4) その他
要求水準書等は、本件入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

9 要求水準書等に対する質問及び回答

- (1) 質問書の提出
 - ア 質問期間
「発注概要書」による。
 - イ 質問方法
質問は、交付する「要求水準書等に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあて送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受付けない。
質問には、入札参加者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わない。
- (2) 質問に対する回答
 - ア 回答日
「発注概要書」による。
 - イ 回答方法
大阪府ホームページで公表する。なお、要求水準書等については、変更する場合がある。

10 現地見学会

6(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者のうち希望者に以下のとおり、現地見学会を開催する。

- (1) 開催日時
令和3年4月20日(火)から同年6月30日(水)の午前10時から午後4時まで(休日並びに12時15分から13時までの間(以下、「休日等」という。))を除く)
- (2) 開催場所
今池水みらいセンター内
- (3) 申込方法
現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。電子メールの件名の頭には【今池 PPP】と記載すること。
グループ単位での参加とし、参加者は各社3名まで、1グループ10名までとする。

申込先 大阪府都市整備部 南部流域下水道事務所 建設課 企画グループ
電話 072-438-7406
メールアドレス nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp

11 参考図書の閲覧及び借用

6 (1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者のうち希望者に参考図書の閲覧及び借用を認める。

(1) 閲覧及び借用期間

令和3年4月20日（火）から同年7月8日（木）の午前10時から午後4時まで
※休日並びに12時15分から13時までの間（以下、「休日等」という。）を除く。

(2) 閲覧及び借用方法

閲覧希望者は、「資料閲覧申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。
電子メールの件名の頭には【今池PPP】と記載すること。
グループ単位での参加とし、参加者は各社3名まで、1グループ10名までとする。

申込先 大阪府都市整備部 南部流域下水道事務所 建設課 企画グループ
電話 072-438-7406
メールアドレス nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp

また、閲覧の結果、借用希望の図書がある場合は、「借用書兼誓約書」に必要事項を記載の上、所定の手続きを踏まえて借用すること。

(3) 閲覧及び借用する参考図書の内容

事業予定地の旧建物の土木関連図面、3号焼却炉設備工事完成図書、3号焼却炉に係る電気設備工事の完成図書等。希望する図書を提示してください。

(4) その他

参考図書は、本件入札に関する事項以外の目的で使用してはならない。

12 技術提案書の提出及び評価

(1) 技術提案書の作成

技術提案書は、技術提案書作成要領に基づいて作成すること。

(2) 技術提案書の提出方法

6 (1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者は、「技術提案書」を以下のとおり提出すること。

ア 技術提案書の提出は、持参又は郵送に限るものとする。電送によるものは受け付けない。

イ 技術提案書の郵送にあたっては、「発注概要書」で示す日を配達日に指定するとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法により行うこと。

ウ 郵送物のあて先は、「発注概要書」に示す提出先とする。

エ 郵送物の表には、『総合評価落札方式にかかる技術提案書在中』と明記し、「配達日」、「入札（事業）件名」、「グループ名」、「担当者名」を記載すること。

(3) 技術提案書の評価

技術提案書を審査し、4(2)により技術点を付与する。

なお、以下の項目に該当する場合は、技術点を0点とする。

ア 技術提案書を提出しなかった場合及び「発注概要書」で指定した配達日に到達しなかった場合

(4) 技術提案書提出に係る留意事項

ア 技術提案書は、入札参加者が自ら作成しなければならない。これに違反する事実が明らかになった場合、当該技術提案書を無効とし、技術提案書の提出が無かったものとする。

イ 入札参加者は、自ら作成した技術提案書の記載内容について、他の入札参加者に知られることのないようにしなければならない。これに違反し、当該技術提案書の記載内容が他の入札参加者の提出した技術提案書に記載されていることが明らかになった場合、当該技術提案書を無効とし、技術提案書の提出が無かったものとする。

ウ 技術提案書について、入札参加者の「所在地・商号又は名称・代表者名」（複数企業により入札参加申請する場合は、「グループ名・代表企業の所在地・商号又は名称・代表企業の代表者名」）の記入が漏れている場合は、当該技術提案書は無効とし、技術提

案書の提出が無かったものとする。

エ 技術提案書の提出部数は、12(1)により求める部数とし、提出した技術提案書の記載内容に不整合が認められた場合は、該当する評価項目を「0点」とする。なお、技術提案書提出後の当該資料内容の変更は認めないものとする。

オ 技術提案の審査に際して、技術提案の内容についてヒアリングを行う場合がある。その場合は、ヒアリングの内容、対象者、実施時期及び場所について別途指示する。

13 技術提案書作成要領等に対する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問期間

「発注概要書」による。

イ 質問方法

質問は、交付する「技術提案書作成要領等に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあて送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受付けない。

質問には、入札参加者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わない。

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

「発注概要書」による。

イ 回答方法

大阪府ホームページで公表する。なお、技術提案書作成要領等については、変更する場合がある。

14 入札書の提出

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、持参又は郵送（郵送の場合は、提出日（配達日）を指定でき、かつ、書留郵便等により配達記録が残る方法に限る。）により提出する。電送によるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合は、郵便入札心得による。

イ 入札書を提出した後は、入札書及び業務費内訳書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

ウ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を提出すること。

(2) 入札回数

原則として1回とする。入札及び開札は、代表者又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない府職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格等の制限の範囲内にあるかを確認するのみとし、この際の入札価格の公表は行わない。予定価格等の制限の範囲内であるものとは、入札額総額が予定価格以下であり、かつ運転管理ほか業務費が運転管理ほか業務費上限額※以下であるものをいう。

※運転管理ほか業務費上限額とは本業の予定価格のうち、運転管理ほか業務費に相当する額をいう。

(3) 再度の入札

ア 開札の結果、予定価格等の制限の範囲内に入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

イ 再度の入札は1回限りとし、郵送の場合、入札書（再度入札用）を開札する。

ウ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。

（ア）入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

（イ）その他、入札心得第13条の規定により無効とされた入札をした者

15 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、6 (1) の入札参加資格確認書の交付を受けた後から入札書を提出するまでの間に、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。
- (2) 入札参加者が入札を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札を辞退するときは、次の掲げるところにより行うものとする。
 - ア 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に持参により提出ものとする。
 - イ 入札中にあっては、入札を辞退する旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- (3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (5) (2) アにより入札を辞退した者は、入札参加申込書の受付期間中であっても、当該入札には再度申請することはできない。

16 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）場合があるものとする。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) 7 (4) の規定により 6 (1) の入札参加資格確認書を交付した場合、その者の建設業法に基づく見積期間が確保されないと判断したとき。
- (4) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

17 調査の実施

16(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。
この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

18 業務費内訳書の提出

- (1) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を提出すること。
- (2) 入札参加者は、業務費内訳書を提出するにあたり、各業務費内訳書を検算及び確認の上、検算者の記名を行わなければならない。
- (3) 業務費内訳書を提出しない者が提出した入札書は無効とする。
- (4) 業務費内訳書に記載された価格と入札書に記載された内訳金額は一致させること。異なる価格を記載した入札書は無効とする。
- (5) 入札書の提出後、業務費内訳書の変更等を認めない。

19 入札金額

- (1) 入札書には、「2号焼却炉更新業務」と「運転管理ほか業務」に関して見積もった合計の入札金額（以下「合計の入札金額」という。）に加え、「2号焼却炉更新業務」と「運転管理ほか業務」それぞれの内訳金額をすべて記載すること。
- (2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

20 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 61 条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の 100 分の 2 に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱 別表 13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表 6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止 1 ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - エ 死亡・傷病・退職により配置技術者等が欠けることとなったため契約を締結しない場合

21 入札執行の日時及び場所
「発注概要書」による。

22 技術提案書に係る評価結果に対する質問及び回答
技術点に対する質問及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 質問書の提出
 - ア 対象者
技術点に対する質問ができる者は、12(3)により技術点が付与された者及び 12(4)により技術提案書の提出が無かったものとされた者とする。
 - イ 質問期間
技術提案の採否項目の通知を電子メールで受け取った日の翌日から起算して 2 日間（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第 2 号）第 2 条に規定する大阪府の休日を含まない。）とする。
 - ウ 質問方法
質問は、交付する「技術提案書に係る評価結果に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあて送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受付けない。
- (2) 質問に対する回答
質問に対する回答は、(1)イの質問期間の最終日の翌日から起算して 5 日（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第 2 号）第 2 条に規定する大阪府の休日を含まない。）以内に、質問書を提出した者に対して書面により回答する。

23 公表後の予定価格（設計金額）に対する質疑及び回答

予定価格を入札執行後に公表する案件について行う予定価格（設計金額）に対する質疑及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 対象者
入札執行後に公表する予定価格（設計金額）に対する質疑のできる者は、質疑を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）とする。
- (2) 質疑期間
「発注概要書」による。
- (3) 質疑方法
質問は、交付する「予定価格（設計金額）に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあて送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受付けない。
- (4) 確認及び回答をすべき質疑として取り扱わないもの
（「建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱第 8 条」による）
質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、確認及び回答をすべき質疑として取り扱わない。

- ア 電子メール以外の方法によるもの
 - イ 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
 - ウ 一般競争入札に関する大阪府の要綱、要領及び基準並びに公表された要求水準書等で確認できるもの
 - エ 契約書に規定する要求水準書等に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
 - オ 入札書提出者名が特定できる内容が記載されたもの
 - カ 質疑に係る文字、数字等が判読できないもの
 - キ 当該入札に直接関係のないもの
 - ク 前各号に掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認めたもの
- (5) 質疑への回答
- 質疑への回答は、「発注概要書」に定める期日までに、大阪府のホームページで公表するものとし、全ての入札書提出者が閲覧できるようにするものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに確認を完了し回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。
- また、質疑が前項のいずれかに該当するときは、回答すべき質疑として取り扱わない旨を回答するものとする。

24 配置技術者の資格の確認

- (1) 入札参加者は、「発注概要書」に示す期日までに入札参加申込書とともに配置技術者等に係る資格を証明する以下の書類について提出すること。
- (2) 配置技術者の資格を証明する書類

技術者の資格を証明する書類

 - 1) 事業全般に係る配置技術者
 - ①事業総括責任者

(ア) 入札参加申請時点において代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は機械設備工事を実施する企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上あることが確認できる健康保険証の写しなど会社名が記載された書類
 - 2) 運転管理業務に係る配置技術者
 - ①維持管理業務総括責任者

(ア) 下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を証する書類

(イ) 国・地方公共団体、特殊法人又は公社等が発注する下水終末処理場の運転管理業務について、副総括以上の立場で、同一箇所継続して1年以上の実務経験を証する書類

(ウ) 次のaからdまでのいずれかに該当する書類

 - a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し5年以上実務の経験を証する書類
 - b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を証する書類
 - c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し9年以上実務の経験を証する書類
 - d 下水終末処理場の運転管理業務に関し12年以上実務の経験を証する書類

(エ) 入札参加申請時点において運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上あることが確認できる健康保険証の写しなど会社名が記載された書類
 - 3) 設計及び建設に係る配置技術者
 - ①設計業務総括責任者

(ア) 以下に示すいずれかに該当する書類。

 - a 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録

を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」とするものに限る。）、機械部門、又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門（「水質管理」若しくは「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」）、又は機械部門に係るものに限る。）である者

b. a と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

（イ）入札参加申請の時点において機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上あることが確認できる健康保険証の写しなど会社名が記載された書類

②建設業務総括責任者

（ア）以下に示すいずれかに該当する書類。

（i）参加可能対象者等で水道施設工事を満たす場合

a. 一級土木施工管理技士の資格を有する者

b. 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門（「水質管理」若しくは「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」）に係るものに限る。）である者

c. a 又は b に掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

d. 「水道施設工事」に関する監理技術者資格証を有する者

（ii）参加可能対象者等で機械器具設置工事を満たす場合

a. 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が機械部門、又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものに限る。）である者

b. a に掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

c. 「機械器具設置工事」に関する監理技術者資格証を有する者

（イ）入札参加申請の時点において機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上あることが確認できる健康保険証の写しなど会社名が記載された書類

25 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び発注概要書等において示した条件等入札に関する条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

26 落札者の決定

予定価格等の制限の範囲内で入札書を提出した者で、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。予定価格等の制限の範囲内であるものとは、入札額総額が予定価格以下であり、かつ運転管理ほか業務費が運転管理ほか業務費上限額※以下であるものをいう。

なお、総合評価点の最も高い者が同点で2者以上である場合は、そのうち最も低い価格で入札書を提出した者を落札候補者とする。ただし、その最も低い価格についても、同額で入札書を提出した者が2者以上である場合は、入札書に記入した「くじ番号」に従い、別紙くじの方法により落札候補者を決定するものとする。

落札候補者は、事後審査として誓約書と最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（写し）を提出し、審査に合格した者を落札者とする。

発注者は、落札者と本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本業務における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、SPCと包括管理事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。

※運転管理ほか業務費上限額とは本事業の予定価格のうち、運転管理ほか業務費に相当する額をいう。

27 誓約書の提出

落札候補者の構成企業は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を発注事務所へ提出すること。

28 落札者決定後の手続

(1) 基本協定の締結

落札者として決定された者は、事業契約の締結に先立って、基本協定を落札者選定後速やかに発注者と締結しなければならない。なお、SPCの設立に係る確約等についても基本協定の内容に含めるものとする。

(2) SPCの設立

落札者又は落札者を構成する構成企業は、基本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPC（特別目的会社）を大阪府内に設立し、商業登記簿謄本を発注者に提出しなければならない。なお、設立するSPCは、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の業務或いは事業を兼業することはできない。

入札参加者の構成企業は、事業契約が終了するまで、SPCの本議決権株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

発注者は、基本協定に基づき、本施設の「運転管理ほか業務」及び「2号焼却炉更新業務」に関し、選定された入札参加者が出資し設立するSPCと本事業に係る事業契約を締結する。

(4) 契約締結に係る留意事項等

本事業の契約の締結に係る印紙代等は、落札者の負担とする。

29 「2号焼却炉更新業務」に係る契約の保証

(1) 受注者は、この契約の締結と同時に、「2号焼却炉更新業務」に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 前項の契約保証金の納付は、次の①～⑦に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

①国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

②政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

③銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

④銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

⑤銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

⑥銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

⑦公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(3) 前項の規定に係らず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

①この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- ②この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結
- (4) 受注者が(2)⑥、⑦及び(3)のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は事業契約書(案)第78条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- (5) (3)①の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (6) 「2号焼却炉更新業務」に係る契約金額の変更があった場合には、「2号焼却炉更新業務」に係る契約保証金の額が変更後の当該契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、当該契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、当該契約保証金の減額を請求することができる。
- 30 「運転管理ほか業務」に係る契約の保証
- (1) 受注者は、「運転管理ほか業務」の開始までに、「運転管理ほか業務」に係る契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 前項の契約保証金の納付は、次の①～⑥に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ①国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- ②政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
- ③銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- ④銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- ⑤銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- ⑥銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (3) 前項の規定に係らず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ①この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- ②大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
- (4) 前項①の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (5) (3)①に定める履行保証保険契約については、更新後の保証証券を、従前の履行保証保険契約の保険期間の末日の1ヶ月前(以下「更新期限」という。)までに受注者が発注者に提出した場合に限り、「運転管理ほか業務」期間中において更新することができる。ただし、履行保証保険契約の保険期間は1年以上としなければならない。
- (6) 受注者は、前項に定める義務を履行できない場合は、更新期限までに(1)に定める契約保証金を納付しなければならない。
- (7) 「運転管理ほか業務」に係る契約金額の変更があった場合には、「運転管理ほか業務」に係る契約保証金の額が変更後の当該契約金額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、当該契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、当該契約保証金の減額を請求することができる。

31 総合評価における技術提案の履行に関する事項

- (1) 受注者が入札に参加する際に行った技術提案について、発注者から採否の通知を受け採用された技術提案項目については、契約図書に含めることとし、業務途中及び業務完了後に、当該技術提案の履行状況について確認を行う。

また、同技術提案の項目が受注者の責により履行されない場合は、それぞれの項目について下記に示すとおり業務成績点を減点する。

提案内容に対する達成率（達成率とは、技術提案項目の達成状況に対する技術評価の加算点を技術提案の審査において付与された技術評価の加算点で除した率（百分率）をいう。）により、業務成績点を次のとおり減点する。

【運転管理ほか業務】

- ・達成率 70%未満 10 点減点
- ・達成率 70%以上 90%未満 5 点減点
- ・達成率 90%以上 100%未満 3 点減点

【2号焼却炉更新業務】

- ・達成率 50%未満 10 点減点
- ・達成率 50%以上 75%未満 5 点減点
- ・達成率 75%以上 100%未満 3 点減点

- (2) 第一項の技術提案のうち、業務完了までに技術提案内容の履行が可能な項目に関して、受注者の責により履行されない場合は、契約違反として、違約金を請求することがある。

32 苦情申立て（政府調達に関する協定関係）

- (1) 入札参加資格申請書等、調達手続きにおいて、効力を有する政府調達に関する協定（平成7年12月8日公布条約第23号）の規定に反する事実があると判断する場合は、大阪府政府調達苦情検討委員会（連絡先：大阪府会計局会計指導課検査・指導グループ電話06-6944-6010）に対して苦情申し立てを行うことができる。

- (2) 調達手続きにおける前項の苦情の申し立てがあり、大阪府政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、調達手続きの停止を行うことがある。

33 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、参加申込等の提出者の負担とする。

- (2) 入札参加申込書及び「発注概要書」で示す入札参加資格を確認するための添付資料に虚偽の記載をした者（以下「虚偽記載をした者」という。）には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (3) 入札参加者は、入札参加申込書の提出後、入札参加資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに契約担当者にその旨を通知すること。
- (4) 入札参加資格確認書の交付後、入札参加資格を失う事由が確認された場合は、入札参加資格確認を取り消すことがある。
- (5) 落札者は、当該業務の現場に配置技術者を置くこと。なお、病気・死亡・退職（定年退職を除く。）等やむを得ない場合のほかは、配置技術者の変更は認めない。病気等特別の理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (6) 同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定技術者として入札参加申請を行う場合には、これらの複数の業務のうち一の業務を落札したことにより他の業務に当該配置予定技術者を配置できなくなった場合には、入札参加申請の取り下げを行う等により他の業務に係る入札には参加しないこと。
- (7) この入札説明書のほか、業務ごとに定める入札参加条件は、「発注概要書」に示すものとする。